

(別紙)

平成19年 5月16日

「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」に対する意見

社団法人 全国地方銀行協会

私ども地方銀行はこれまで、民営化される郵便貯金事業を民間金融市場に円滑に統合していくためには、①経営規模の縮小、②民間との公正な競争条件の確保、③地域との共存、という3つの基本的観点が必要であるとの主張を行ってきた。しかし、今回明らかにされた「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画（概要）」（以下、「実施計画」）においては、これらの重要な点において地銀界の主張が反映されておらず、郵便貯金銀行の業務肥大化、民業圧迫の方向性が改めて打ち出されていることは誠に遺憾である。

郵政民営化委員会におかれては、郵便貯金銀行の民間市場への円滑な統合に向けて以下の諸点に十分に留意し、一層慎重な審議がなされるよう強く要望する。

（経営規模の縮小について）

- 郵便貯金銀行を民間金融市場に円滑に統合するためには、まず何よりも余りにも肥大化した規模を縮小することが不可欠である。規模縮小は、郵便貯金銀行が抱えるリスクを縮減し、経営の健全性を確保するためにも必須であり、郵政民営化委員会が昨年12月に公表した「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（以下、「所見」）においてもその必要性が指摘されているところである。しかしながら実施計画においては、規模縮小のための具体的方策が示されていないばかりか、流動性預金の預入限度額の廃止という規模縮小とは逆行する施策すら盛り込まれている。
- 郵政民営化委員会においては、今後の調査審議を通じて郵便貯金銀行の規模縮小が確実に図られるよう、そのための具体的な道筋を明確に示すべきである。

(公正な競争条件の確保について)

- 郵便貯金銀行の新規業務への進出に当たっては民間金融機関との「公正な競争条件」が確保されることが大前提であり、仮にこれが確保されないまま、飽和状態とも言われる地域のリテール金融市場に参入してくることになれば、民業圧迫の深刻化など地域の金融秩序に不当な歪みが生じる結果となりかねない。
- 実施計画では、グループの経営理念として「これまで公の機関として培った安心、信頼を礎」とすることを明示し、かつ間接出資により実質的な政府支配が及ぶ郵便局会社との「グループシナジーの発揮」を標榜しつつ、住宅ローンなど個人向け与信ビジネスへの参入を目指している。これらは、まさに郵政民営化委員会が払拭されなければならないものと強く表明した「暗黙の政府保証」の存在を事業拡大に活用しようとする郵便貯金銀行の姿勢を示すものと言える。
- 郵政民営化委員会においては、名実ともに真に公正な競争条件が確保されていることが新規業務進出の前提であることを確認し、それに反する郵便貯金銀行の姿勢は正すべきである。

(地域との共存について)

- 郵政民営化委員会の所見において「地域経済への貢献に向けた具体的な取組みについて、十分説明し幅広く検討を行うべき」とされているにも拘らず、実施計画では「地域金融機関と協働することにより、地域金融の円滑化にも貢献できる取組みを進めていく」としているのみで、その具体的方策は示されていない。郵便貯金銀行は、郵政民営化法の基本理念（第2条）に謳われているとおり「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」とともに、地域金融機関の理解を得つつ、いかに地域と共存していくかを示すべきである。
- 郵政民営化委員会においては、郵便貯金銀行に対し、こうした点について適切な方向付けを行うべきである。

(内部管理態勢の検証と新規業務について)

- 郵政民営化委員会の所見でも指摘されているとおり、郵便貯金銀行にはガバナンスの確立および内部管理態勢の整備について、相当の努力が求められている。
- 今後の郵便貯金銀行の新規業務については、郵政民営化委員会の調査審議において、金融庁による厳正な検査および踏み込んだ監督等の結果を踏まえ、郵便貯金銀行および郵便局会社における内部管理を含めた業務遂行態勢が民間金融機関に求められる適正な水準に達していると十分に確認できたものに限定すべきである。

(郵便局会社のあり方について)

- 政府および郵政民営化委員会においては、郵便局会社が実質的な政府支配が及ぶ官業であることを踏まえ、郵便局会社はその業務を通じて民業を圧迫することのないよう適切に対処するよう求めたい。

以 上